

地域の未来を創る地方分権改革

平成29年3月23日

地方分権改革有識者会議座長
神野 直彦

地方分権改革の意義

○地方分権の推進に関する決議（平成5年6月3日衆議院本会議）

【背景】

- ・東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展
- ・国民が待望するゆとりと豊かさを実現できる社会の構築

○地方分権改革推進法（平成18年12月15日法律第百十一号）

【背景】

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現

【基本理念】

- ・国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
 - ・地方公共団体の自主性及び自立性を高める
- ことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進



個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

これまでの地方分権改革

— 理念・制度改革の段階 —

理念の転換

— 国・地方の関係を上下・主従から対等・協力へ転換

地方自治制度の分権化

— 機関委任事務の廃止
— 国による関与のルール化

国から地方への事務・権限の移譲
国による義務付け・枠付けの廃止・縮減

2

地方分権改革のこれまでの経緯（第1次分権改革）

内閣	主な経緯	第1次分権改革
宮澤内閣(H3.11~H5.8)	H5. 7 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	
細川内閣(H5.8~H6.4)		
羽田内閣(H6.4~H6.6)		
村山内閣(H6.6~H8.1)	H7. 5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7) ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告	
橋本内閣(H8.1~H10.7)		
小渕内閣(H10.7~H12.4)	H11. 7 地方分権一括法成立	
森内閣 (H12.4~H13.4)		
小泉内閣(H13.4~H18.9)	H13. 7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)	
	H14. 6 ~ 17. 6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	

3

地方分権改革のこれまでの経緯（第2次分権改革）

内閣	主な経緯	
安倍内閣(H18.9～H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19. 4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(～H22.3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告	第2次分権改革
福田内閣(H19.9～H20.9)		
麻生内閣(H20.9～H21.9)		
鳩山内閣(H21.9～H22.6)		
菅内閣(H22.6～H23.9)	H23. 4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
野田内閣(H23.9～H24.12)		
安倍内閣(H24.12～) (第2次、第3次)	H25. 3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲) ----- H26. 5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) H26. 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ H27. 6 第5次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し) H28. 5 第6次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 提案募集方式 の導入 </div> ↓ H 26 S

4

個性を活かし自立した地方をつくる

～「地方分権改革の総括と展望（概要）」（平成26年6月24日地方分権改革有識者会議）～

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

－国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

－時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

－機関委任事務制度の廃止
－国の関与の基本ルールの確立

法的な自主自立性の拡大

－自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

－地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

－個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

－地方からの「提案募集方式」の導入
－政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

－連携と補完によるネットワークの活用
－「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

－自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

－住民の理解と参加の促進

5

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision1. 行政の質と効率を上げる

- ・ 住民サービスの質を上げる
- ・ スピード感のある政策実行
- ・ 総合的なサービス提供
- ・ 国と地方の重複業務の解消
- ・ 電子行政などイノベーションの導入

地域における責任ある判断ができるよう
更なる地方に対する規制緩和と権限移譲

住民に幸せをもたらし、
元気を育てる

Vision2. まちの特色・独自性を活かす

- ・ 個性や地域の資源を活かす
- ・ 独自の発想による施策
- ・ 地域課題の解決
- ・ 各地域の競い合い

Vision3. 地域ぐるみで協働する

- ・ 様々な活動主体を有機的に結びつける
- ・ 住民と自治体の相互の信頼関係
- ・ 多様な人材の活躍
- ・ 地域間の更なるネットワーク

6

今日の地方分権改革

— 地方の現場で実践し、 その成果を住民に還元する段階へ —

これまでの成果を活かした地方創生の推進、住民サービスの向上

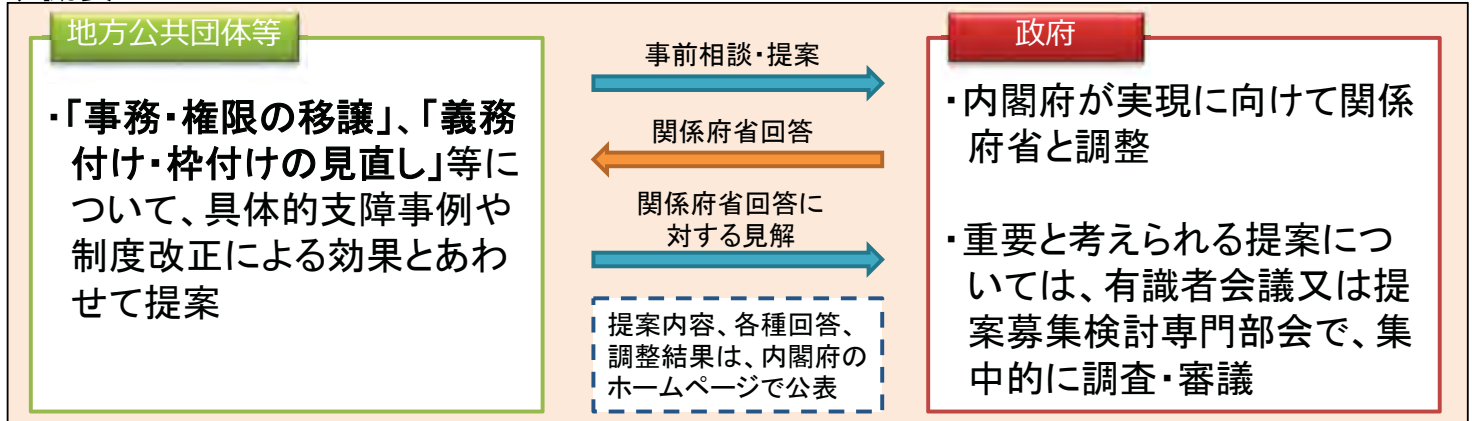
地方からの提案募集の推進

現場レベルに残る具体的な支障を取り除くため、さらなる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し

7

「提案募集方式」(H26～)の概要・特色

◆概要



◆特色

- ① 従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ② 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③ 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案
- ④ 手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

8

平成26年・27年・28年 提案件数

	平成26年		平成27年		平成28年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
権限移譲	366	38%	81	24%	38	13%
規制緩和	525	55%	253	76%	265	87%
関連する見直し	2	0%		0%		0%
対象外	60	6%		0%		0%
合計	953		334		303	

(注) 平成27年及び平成28年の件数は「対象外」を含む。

9

地方からの提案に関する対応状況

分類 年	(件数)					実現・対応 の割合 c/e
	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できな かったもの d	合計 e=c+d	
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%

住民サービスの向上につながる提案の実現

病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

要綱改正

現在

- 国の補助を受けて病児保育※を実施する場合、**看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上配置しなければならない** ※当面症状の急変は認められない

職員を**常時**、配置すべきかが**不明確**

支障



病院・診療所内で看護師等を保育室に常駐させずに病児保育を行う場合、**国の補助対象か否かが明らかでなく、自治体の負担で実施**

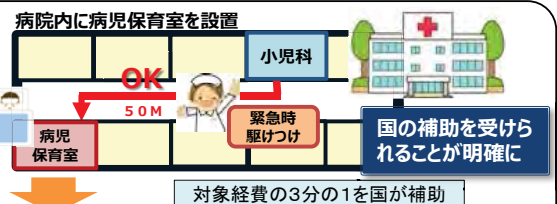
見直し

提案実現後

- **職員を常時、配置しなくてもよい場合を明確化**

看護師等が緊急時に駆けつけられる場合

効果



病児保育が広がる

地方における子育て環境の充実
女性の活躍推進にも資する

小さな村からの提案の実現

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化

通知

現在

○指定地域密着型サービスに関する基準(厚生労働省令)

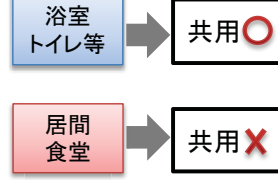
設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

○解釈通知

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。

支障

○基準では介護の提供に支障がない場合にはスペースの共用が認められているが、**解釈通知では居間及び食堂の共用は認められていない**



なぜ、居間及び食堂を共用することができないの？



見直し

提案実現後

○一定の場合には居間及び食堂を共用することを妨げないことを明確化

利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合

事業所が小規模であり居間及び食堂としての機能を十分に発揮し得る適度な広さを有している等



効果

限られた施設を有効活用した効果的な介護サービスの提供が可能となる

一億総活躍社会の実現
地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができる



12

地方への改革のすそ野の拡大はこれから

団体	提案団体数(平成26~28年)
都道府県(47)	47 (100.0%)
指定都市(20)	14 (70.0%)
中核市(48)	17 (35.4%)
施行時特例市(36)	9 (25.0%)
一般市(686)	67 (9.8%)
特別区(23)	0 (0.0%)
町村(928)	26 (2.8%)
市区町村 合計(1,741)	133 (7.6%)

特別区長会としての提案はあったものの、個別の区からの提案はなし

※ 提案があつたが、対象外となつた団体を含む。

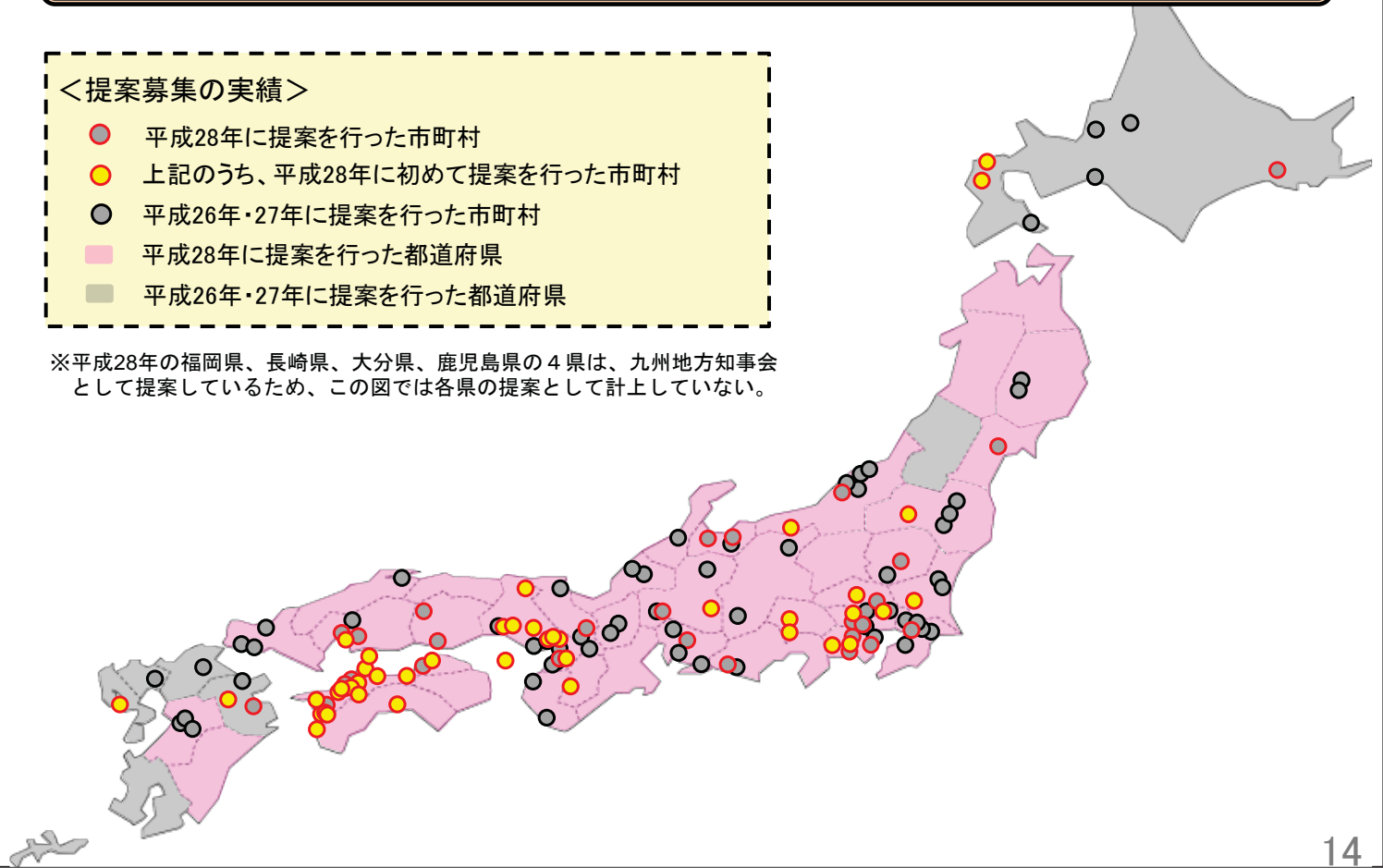
13

提案団体の分布

<提案募集の実績>

- 平成28年に提案を行った市町村
- 上記のうち、平成28年に初めて提案を行った市町村
- 平成26年・27年に提案を行った市町村
- 平成28年に提案を行った都道府県
- 平成26年・27年に提案を行った都道府県

※平成28年の福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県の4県は、九州地方知事会として提案しているため、この図では各県の提案として計上していない。



14

目指すべき地方分権改革・提案募集方式のサイクル



15

今後に向けた課題と取組への期待 (1)

地方は提案募集方式のメリットを理解し、使いこなせているか？



ブロック説明会



地方分権改革の旗手会議



地方研修会



地方の取組等の情報交換



提案募集方式
ハンドブック

改革提案機能の充実

地方分権改革は「地方公共団体職員の意識改革運動」

16

今後に向けた課題と取組への期待 (2)

地方分権改革の成果が住民の実感として伝わっているか？



シンポジウム

(H26)
広島市長事例紹介



政府インターネットテレビ



(H27)
京都府知事事例紹介



しあわせ道路って勝手にね
名前をつけたんですよ、自分で



地方分権改革
事例集

改革成果の住民への還元

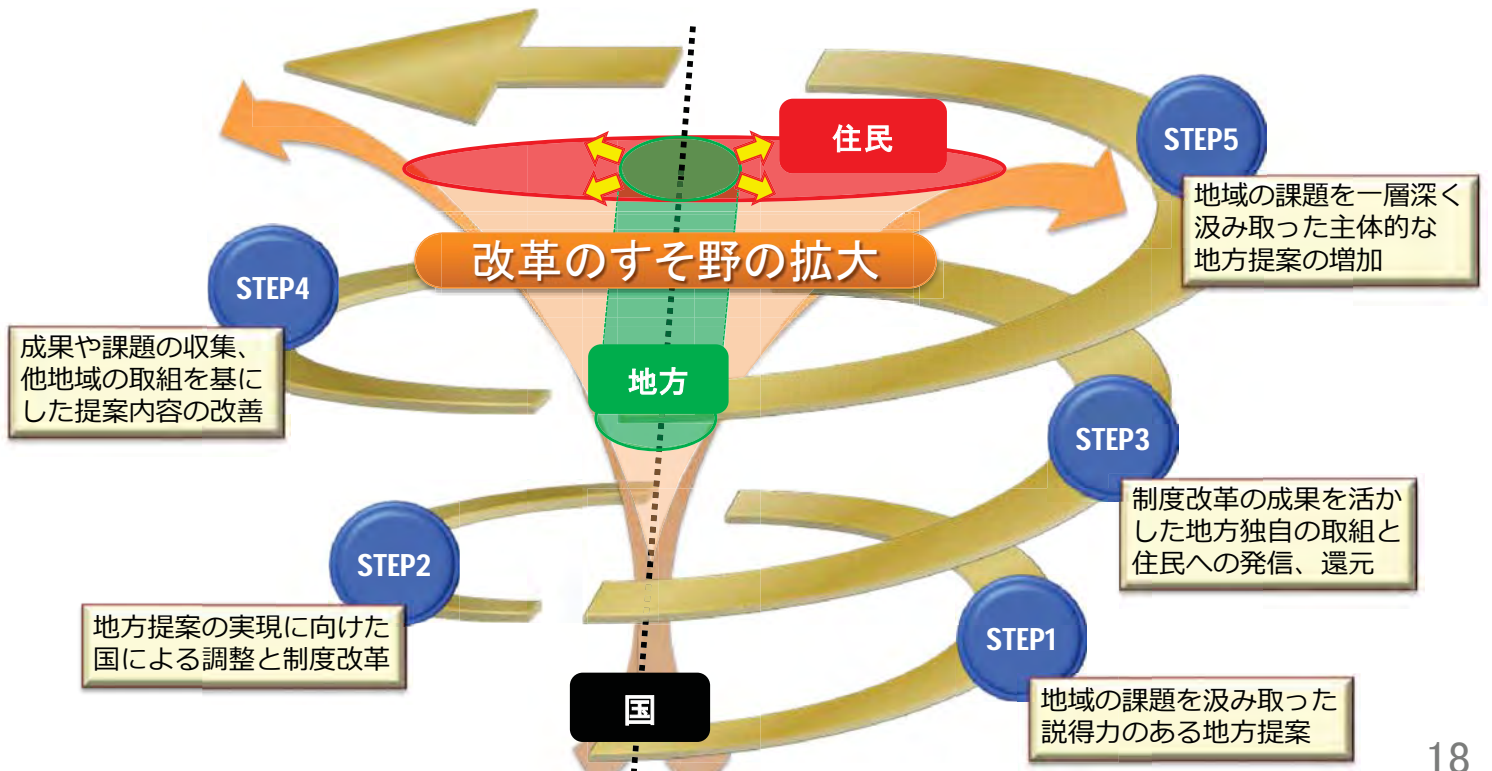
住民自治の拡充

住民の参画により、住民の声が反映される分権型社会へ

17

地方分権改革の好循環の確立に向けて

- 行政の質と向上
- 地域の資源を活かした個性あるまちづくり
- 住民の主体的な参画・協働



18

自分たちが声を上げれば実現できる 住民目線に立った地方分権改革へ

